

令和6年度 (2024年4月~2025年3月)

もえるごみ収集日程表

地区	曜日	振替日または休み	ご注意
瀬戸・小谷・柳橋 東小谷・御幸・湯崎 白浜台・緑光台 黒潮台・椿・保呂 内ノ川・庄川・平	月・木	4月29日(月)⇒4月30日(火) 5月6日(月)⇒5月7日(火) 7月15日(月)⇒7月16日(火) 8月12日(月)⇒8月13日(火) 9月16日(月)⇒9月17日(火) 9月23日(月)⇒9月24日(火) 10月14日(月)⇒10月15日(火) 11月4日(月)⇒11月5日(火) 12月30日(月)⇒通常通り収集します。 1月2日(木)⇒休み 1月13日(月)⇒1月14日(火) 2月24日(月)⇒2月25日(火) 3月20日(木)⇒3月21日(金)	<p>※もえるごみは「町指定ごみ袋」で、地区名・氏名を必ず記入して下さい。</p> <p>※夏季の交通渋滞防止のため、一部の地域でもえるごみの早朝収集を実施します。</p>
綱・御舟・阪田 羽衣・港・美之浦 中・栄・富田 十九淵	火・金	5月3日(金)⇒5月2日(木) 12月31日(火)⇒通常通り収集します。 1月3日(金)⇒休み 2月11日(火)⇒2月12日(水)	
堅田・才野 馬ノ一原	水・土	5月4日(土)⇒通常通り収集します。 11月23日(土)⇒通常通り収集します。 12月28日(土)⇒通常通り収集します。 1月1日(水)⇒休み 1月4日(土)⇒通常通り収集します。	

ごみステーションには、決められた日の夜明けから朝8時00分まで出してください。

令和6年度 (2024年4月~2025年3月)

資源ごみ収集日程表

地区	綱御舟 阪田港 美之浦	才野 緑光台 白浜台 馬ノ一原 黒潮台	堅田	御幸 富田 十九淵	羽衣 保呂 内ノ川 庄川 平	中 栄	湯崎 椿	瀬戸 小柳 東小谷 柳橋	ご注意
月	第1火	第1金	第2火	第2金	第3火	第3金	第4火	第4金	※ごみはお住いの地域の決められたステーションに出して下さい。 ※赤字は、祝日等のため変更する日(振替日)です。
4月	2日	5日	9日	12日	16日	19日	23日	26日	
5月	7日	振替日 2日	14日	10日	21日	17日	28日	24日	
6月	4日	7日	11日	14日	18日	21日	25日	28日	
7月	2日	5日	9日	12日	16日	19日	23日	26日	
8月	6日	2日	13日	9日	20日	16日	27日	23日	
9月	3日	6日	10日	13日	17日	20日	24日	27日	
10月	1日	4日	8日	11日	15日	18日	22日	25日	
11月	5日	1日	12日	8日	19日	15日	26日	22日	
12月	3日	6日	10日	13日	17日	20日	24日	27日	
1月	7日	振替日 7日	14日	10日	21日	17日	28日	24日	
2月	4日	7日	振替日 12日	14日	18日	21日	25日	28日	
3月	4日	7日	11日	14日	18日	21日	25日	28日	

事業活動によって出るごみについて

事業活動によって出るごみ(もえるごみ・資源ごみ)はごみステーションには出せません。産業廃棄物は和歌山県知事が許可をした業者に許可内容を確認したうえ、処理を委託して下さい。産業廃棄物以外のごみは、自ら清掃センターに搬入するか、町許可業者に処理を委託して下さい。

町許可業者

株式会社 クスカワ 株式会社 淡路屋 株式会社 志場商店 株式会社 日置川清掃
 ☎0739-43-5252 ☎0739-43-5340 ☎0739-45-0232 ☎0739-87-2027

※容器包装プラスチックでないプラスチックは、もえるごみとして出して下さい。

この表を見やすい場所に貼って下さい。

●資源ごみの分別方法 資源ごみは、正しく分別して出して下さい。

資源ごみの日に「出せる」もの

カ ン 類	アルミ缶	 缶ビール・缶ジュースなどの「アルミ」と表示があるもの。	紙 類	ダンボール 新聞 雑誌チラシ等	 種類ごとに、 持ちやすいように、紙ひも等で十字にしばって下さい。 ※新聞には、チラシ等を混ぜないで下さい。 ※包装用のプラスチック類は、必ず取り除いて下さい。	※雨天の日に、紙類、布類を出す場合は、なるべく濡れないようにしていただくか、翌月に出して下さい。
	スチール缶	 缶ジュース・缶詰・スプレー缶・カセット式ガスボンベ・その他缶類で18リットル缶以下のもの。 ※スプレー缶、カセット式ガスボンベは、屋外で完全にガスを抜きを行って下さい(中身を出し切る)。無理に穴をあける必要はありません。		布類	衣類 ボロ等	
ビ ン 類	生きびん	 ビールビン等は、出来るだけ販売店へ返却して下さい。 王冠やキャップなどは、取りはずして下さい。 中身を出して、水洗いして下さい。	金 属 類	金属製の鍋等	 フライパンや鍋など日常生活で使用した金属製品(調理器具等) 大きさは、18リットル缶以下のもの ※傘は布・ビニール部分を取りはずして下さい。	
	無色透明	 割れているビンも色別にビンとして出して下さい。 ※乳白色ビンは除く ※毒劇物のビンは出せません。(下記参照)		陶器・ガラス類	 瀬戸物、コーヒーカップ、植木鉢、食器等、白熱電球、乳白色びん、板ガラス、鉄製網入りガラス、耐熱ガラス、ガラスコップ、鏡等	
	茶色			乾電池 充電式電池	 専用回収容器に入れて下さい。	
	緑・黒・青・他			蛍光灯等	 蛍光灯、体温計、血圧計などの水銀を含むもの	
容 器 包 装 プ ラ ス チ ック 類		 袋類、ふた・キャップ類、容器類、ラップ・フィルム類、発泡スチロール等で「♻」のマークがついたもの。(マークをつけられない場合は、別の場所についている場合があります) ※そのものの自体が商品のものは(パケツ・ハンガー・ひも等)「もえるごみ」として出して下さい。 ※油や食品残渣の付着しているものは、腐敗等の原因になるので「もえるごみ」として出して下さい。	有 害 危 険 ご み	天 ぷ ら 廃 油	 専用回収容器に移し替えて下さい。持参した容器のまま、放置しないで下さい。 ※事業所は販売店引き取り、または、専門の業者に処理を依頼して下さい。	

資源ごみの日に「出せない」もの

不 燃 性 粗 大 ご み	家電四品目	エアコン、テレビ(液晶・プラズマ式・ブラウン管)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、以下の方法のいずれかを選択して処分して下さい。 1. 新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する家電販売店に引取りを依頼して下さい。または、処分する製品の購入先が分かる場合には、購入した家電販売店に引取りを依頼して下さい。 ※リサイクル料金・収集運搬料金が必要です。家電販売店に相談して下さい。 2. 買い替えでなく購入した家電販売店が廃棄した、遠方にあるまたは不明である等で購入した販売店を利用できない場合は、事前に郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に自己搬入するか、許可業者(リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。)に依頼して下さい。	可 燃 性 粗 大 ご み	家具(木製)・建具(木製)・布団・座布団・畳・カーペット・じゅうたん・カーテン等 ※処理する場合は、自ら白浜町清掃センターに搬入するか(有料)、許可業者へ依頼して下さい。処理手数料については許可業者へお問い合わせ下さい。 清掃センターに可燃性粗大ごみを搬入する場合は次のことに注意して下さい。 1. 木材等の長さは1m以下にして下さい。 2. 金具等は出来るだけ除去して下さい。 3. ベッド・ソファ等のスプリングは、取り除いて下さい。 ※詳細については、事前に白浜町清掃センターまでお問い合わせ下さい。	有 害 危 険 ご み	毒物、劇物、特定毒物、ガスボンベ(カートリッジを除く)等は、購入先の販売店で引き取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼して下さい。
	使用済小型家電	ご家庭で不要となった使用済小型家電は、排出者自ら白浜町清掃センターへ直接搬入する(無料)か許可業者へ処理を依頼して下さい。資源ごみの日には出せません。 ただし、清掃センターに搬入する場合は次のことに注意して下さい。 1. 引取対象品は、一個当たり重量が20kg以下のものに限ります。 2. 電気カーペット、パソコン等引き取りできない品目があります。 3. 買い替えの際は、家電販売店での引き取りをご活用下さい。		パソコン・筆記・消火器		メーカーによる自主回収を行っていますので、詳細についてはメーカー・販売店などにお問い合わせ下さい。
処 理 困 難 物 機 械 費 具	機械・器具類、農機具、自転車、ピアノ、ガスコンロ、バッテリー、タイヤ等は購入先の販売店で引き取ってもらうか、許可業者へ処理を依頼して下さい。 ※収集運搬手数料、処理手数料等は、販売店又は、許可業者へお問い合わせ下さい。					

●ペットボトルは、各店頭などの『回収ボックス』へ入れて下さい。

ペットボトルの出し方



PETボトルの表示マーク
PET

飲料、しょうゆ、酒類用のPETボトルには、ラベル部分やボトルの底にこのマークがついています。

1

キャップ、ラベルは必ずはずして下さい。



2

中をすすいで下さい。

※取り外しにくいしょうゆボトルの中栓や、キャップを外した後に残るリング等は無理に取る必要はありません。そのまま排出して下さい。



3

各店頭などの回収ボックスへ。